

A は甲国法に従って設立された会社(営利社団法人)で、甲国では全く活動していないが、乙国を本拠として活動している。以下の各小問に答えなさい。それぞれの小問は、互いに独立しているものとする。

(1) A は日本において、法人として活動することができるか。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(2) A の乙国本店の従業員 E は、日本に出張した際に、A に代わって、乙国法を準拠法として借財契約を締結した。しかし、E は、借財契約を締結する代理権を A から与えられていなかった。同契約が A に効果帰属する要件を決める準拠法は何国法か。なお、E の雇用契約は甲国法を準拠法として締結されている。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(3) A は、日本市場において社債(「本件社債」)を発行した。本件社債契約において、償還債務の履行地は日本とされ、準拠法として乙国法が選択されている。以下の各枝問に答えなさい。なお、それぞれの枝問は相互に独立しているものとする。

(i) A は、その最高経営責任者の単独の決定によって本件社債を発行した。取締役会決議の要否を決める準拠法は何国法か。また、取締役会決議が必要であるとすると、本件社債の有効性を決める準拠法は何国法か。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(ii) A は、本件社債につき、社債管理者を設置していない。仮に日本法が適用されるならば、A は、本件社債につき社債管理者の設置義務(会社法 702 条類推適用)に服し、それに従わなければ、その代表者が過料の制裁を受けるとともに、償還債務について期限の利益が失われるものとする。これに対して、仮に甲国法または乙国法が適用されるならば、社債管理者の設置は不要であり、したがって、設置しないことに対して過料の制裁はなく、償還債務についての期限の利益が失われることもない。A の代表者は過料の制裁を受けるか。また、償還債務について期限の利益は失われるか。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(iii) A は、本件社債につき、期限を過ぎても償還しなかった。そこで、社債権者 H は、本件社債の償還を請求し、A およびその完全親会社 B を相手取って、日本で訴えを提起した。B は乙国法に準拠して設立され、同国に本店を置いている。H は、B の信用力に依拠して本件社債を購入したと言って、A の法人格は否認されるべきであると主張している。この主張の当否を判断する準拠法は何国法か。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(iv) A は、本件社債につき、甲国法を準拠法として、日本法人 C と管理委託契約(「本件管理委

託契約」)を締結した。本件管理委託契約には、本件社債にもとづく社債権者の権利の実行に必要な一切の裁判上の行為をなす権限を C に授与すると定める条項(本件授權条項)が置かれている。A が本件社債につき期限を過ぎても償還しなかったので、C は社債権者の任意的訴訟担当として、A を相手取って、日本において償還請求訴訟を提起した。C の当事者適格の有無は何国法によって決まるか。仮に、その法によれば、社債権者に対する本件授權条項の効力の有無によって判断が左右されるとすると、その点は何国法によって決まるか。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(v) 本件社債の発行の際の開示書類には虚偽の記載があった。日本に居住する社債権者 S は、この虚偽記載によって損害を被ったと主張し、乙国において業務執行していた A の取締役 D を相手取り、損害賠償を請求して日本で訴えを提起した。この請求の準拠法は何国法となるか。(期末試験総点 80 点中 10 点)